

「答申付属文書」(案)

徳島県環境審議会は平成19年11月6日に諮問を受けた後、4回の作業部会、4回の総会での審議を重ねた結果、本日お渡しした答申をとりまとめました。数々の意見を集約するに当たって留意したのは、次のような視点です。

- 1) 徳島県域においては、農業をも含めた事業活動に伴う温室効果ガスの排出が、総排出量の7割以上を占めています。とって、大口排出事業所はごく少なく、おおかたの排出者は小口であり、経営基盤が必ずしも強くない事業所によるものであることが明らかです。このため、徳島県域での地球温暖化対策は、多くの小口排出事業所が実行しやすい施策を推進することが肝要で、それには、まずは各事業所が自らの排出状況を的確に把握することを勧める施策、そして事業者が排出削減のためのノウハウを入手しやすくなる施策……などが必要でしょう。
- 2) 徳島県域においては、マイカー通勤が排出する二酸化炭素を問題とせざるを得ないでしょう。しかし、この地域の公共交通機関の現状を考えると、大都市圏のように「通勤を公共交通機関で」という呼び掛けだけでは、実効ある対策にはならないことも明らかです。したがって、今回の条例に盛り込むべき事項とともに、長期的視点で取り組むことが望ましいものまで検討しました。その一つが「通勤循環バス」というアイデアですが、JRやバス事業者、あるいは多数の通勤者を抱える企業、個々の市町村では解決法を見付けることができない類の難問です。その可能性を検討する関係者共同の組織を、県の主導によって立ち上げることを検討されたい、と考えます。
- 3) 大口排出事業所が少ないことからの現象ではありますが、徳島県域では、一般県民の日常生活に伴って排出される温室効果ガス(主に二酸化炭素)が、総排出量の25%前後に達しています。全国平均は20%程度ですから、徳島における地球温暖化対策には、一般県民の努力にまっところが大きいと考えられます。環境NPOや消費者団体の積極的な協力を得ながら、行政と県民とが「協働」できるような仕組みが重要で、そのことに留意した県としての環境行政を進められたい。
- 4) 県土の75%が森林である徳島県域では、森林を守り育てることによって生み出される二酸化炭素吸収力を高めることは、地域特性を活かした効果的な地球温暖化対策となります。しかし、苦しい条件下にある森林経営だけに任せていては、吸収源として評価されるような「森づくり」は難しいことも確かです。そこで、国の施策の進展を期待すると同時に、県民ぐるみで、「清らかな空気と水をもたらしてく

れる徳島の森を守る運動」を展開する必要があるのではないか。さらに、いわゆる「カーボン・オフセット」の考え方で得られる企業や県民の「協力」を、効果的な吸収源づくりとして使えるような仕組みを工夫し、用意する必要があると考えます。

5) また、徳島県は全国有数の農業県でもあります。地球温暖化抑制という面でも「地球にやさしい農業」とすることができれば、徳島県産農産物のブランドイメージは、さらに高まるはずです。森づくりと施設園芸農家との連携あるいは畜産農家と園芸農家との連携などへの行政的援助も必要でしょう。また、心ある消費者と農家が手を結ぶことで「環境にやさしい徳島県産農産物」を育てることも必要だと考えます。

結果としてまとまった答申の中には、「直ちに条例化できるもの」あるいは「条例化したほうがよいもの」もあるし、「条例案として明文化する前に条件を整える必要のあるもの」もあります。また「条例化した条項が現実に温暖化抑制の成果を挙げるために、具体的な施策を準備しておかねばならないもの」も数多くあると思われます。こうした諸点に留意されて、今後の条例化への作業、ならびに県としての環境施策推進に当たっていただくとともに、条例の実施及び具体的な施策の推進に当たっては、縦割り行政の弊害に陥ることなく、各関係部局の担当者が環境意識を高め、有機的に連携して関わっていくことにより、総合的な施策の推進に努めていただくことを要望いたします。

以上